

## 「子どもの家庭養育推進官民協議会」 設立趣意書

今日の日本には、実親と暮らせない子どもたちが約4万人います。その理由は、家庭内の虐待、親の養育困難や病気などさまざまです。

日本も1994年に批准した国連の子どもの権利条約では、子どもは「家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき」（前文）、そして「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」（7条）とされています。

しかし「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利」を有しており、その代替的な監護として「特に里親委託・・・養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる」（20条1・3項）とされています。

国連・子どもの代替的養護に関する指針でも、まずは家族分離防止の支援・再統合の支援をし、それが失敗した場合は、養子縁組などの永続的解決策を探ること（パラ2(a)、12）と書かれています。よって、もし実親と暮らせないのであれば、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた第二の「幸福な家庭」で暮らすことは子どもの権利です。

特に乳幼児期は安定した家庭環境で信頼できる大人と愛着関係を結ぶことが、その後の子どもの成長にとっても重要であることは、世界各国における研究でたびたび指摘されています。

しかし、子どもたち一人ひとりの「最善の利益」は、残念ながら日本ではまだ十分に確保されているとは言い難い状況です。実親家庭からの分離の予防・再統合のための実親家庭支援は不十分ですし、家庭養育が最善の措置である子どもや養子縁組が最善の措置である子どもが、施設にいることも多いのが現状です。

政府は平成23年、当時約15%の里親委託率を今後10数年で33%にする目標を掲げました。また今年3月に発表された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」では、子どもの代替的養育は原則として家庭養育とすることや、特別養子縁組を児童相談所が取り組むべき業務とすることなどが提言され、今後はより一層の家庭養育の推進に国を挙げて取り組む必要があります。また、子どもが実親の家庭で安心して安全に暮らせるよう最大限の支援を行うことも求められています。

そのためには、官民が連携し、包括的な取り組みを進めることが必須です。よって、日本全国の自治体及び広範な関連民間団体による「子どもの家庭養護推進官民協議会」を設立いたします。

本協議会は、（１）社会的養護においては、養子縁組・里親委託をはじめとする家庭養護の提供を優先的に進めること、（２）実親への支援により、家族分離の予防・家族の再構築を促すこと、（３）その他広く困難な状況にある子どもへの支援や子どもの貧困対策を進めること、を目指し活動します。

そのために、①現場の声に基づいた国への提言活動、②実親家庭への支援強化や家族分離の予防につながる活動、③養子縁組・里親への啓発や委託推進・支援の充実につながる活動、④その他広く困難な状況にある子どもへの支援や子どもの貧困対策に資する活動、を行います。

官民が力をあわせてこそ、国の宝である子どもの力が花開く社会を創ることができるはずです。

日本のどこで生まれ、育とうとも、あたたかく幸せな家庭に守られ、全ての子どもが自らの可能性を最大限発揮できる国。わたしたちはそんな未来を目指しています。

2016年4月4日

子どもの家庭養育推進官民協議会